

令和 6 年度決算

・ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・ 地方消費税交付金 186,497千円
内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (118,878千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	高 齢 者 福 祉 事 業	222,484	452		46,624	28,095	147,313
	障 害 者 福 祉 事 業	656,795	488,405			82,939	85,451
	重度心身障害者等医療給付事業	21,645	10,348			2,733	8,564
	ひとり親家庭等医療費支給事業	11,856	5,465			1,497	4,894
	子 ど も 医 療 給 付 事 業	28,615	10,296			3,613	14,706
合計		941,395	514,966	0	46,624	118,877	260,928